

柏崎市社会福祉協議会ふれあい給食サービス事業

弁当調理業務 受託事業者募集要項

1 事業の概要

本業務は、市内に居住する 65 歳以上の高齢者及び高齢者世帯等で、普段の食事の調理が困難な方に対し、安否確認を兼ねてお弁当を手渡しで提供する毎日型の配食サービス事業であり、食の確保を通じた健康保持及び在宅での生活支援を目的としている。

2 業務の実施について

(1) 調理業務について

- ① 回収ごはん容器は、利用者分本会が提供する。10 月～5 月は、ごはん・味噌汁用のミニ保温ジャー、6 月～9 月は夏用の容器とする。
- ② 回収おかず容器は事業者で用意する。

(2) 献立について

- ① 事業者は、注文のあった食数を午前 9 時 30 分までに、柏崎市総合福祉センターに配達する。
- ② 利用者の嗜好を備え、栄養のバランスを考えた内容に努めること（和食を中心とし、揚げ物より煮物を主とすること。）
- ③ 利用者の咀嚼力の低下、消化吸収の低下を考慮に入れ、義歯でも食べやすいように調理法を工夫すること。

3 食数の連絡

毎日の食数変動するため、前日の午後 5 時までに事業者連絡する。

4 調理日について

- ① 調理日は、祝日及び年末年始（1 月 1 日から 1 月 3 日及び 12 月 30 日・31 日）を除く月曜日～日曜日とする。
- ② 食数については、約 50 食から 100 食程度の範囲で事業者との契約による。

5 委託料について

1 食あたりの委託料は、A コースごはん・おかず・味噌汁 450 円、B コースおかずのみ 350 円（消費税及び地方消費税含む）とする。

6 契約期間

契約期間は月単位での契約とする。

7 申込先と問合せ先

- ① 申込先：別紙申込書により、柏崎市社会福祉協議会、地域福祉課地域福祉係ふれあい給食サービス担当宛てお申込みください。
なお、応募事業者が多数の場合は、当課で調整させていただきます。
- ② 問合せ先：柏崎市総合福祉センター内 柏崎市豊町 3 番 59 号 電話 0257-22-1411
柏崎市社会福祉協議会 地域福祉課 ふれあい給食サービス担当 関矢